

大雨により住家に被害を受けた方への国および県の支援制度一覧

○＝条件なし適用 △＝条件あり適用 ×＝適用不可

		所得制限 (資力制限) の有無	被害の程度					
			全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	床上浸水
災害り災者見舞金		なし	○				×	○
災害援護資金貸付金		あり	○				△※1	
賃貸型応急住宅の供与		あり	○	△※2			×	
住宅の応急修理 (部分修理)		あり	△※3	○				
住宅リフォーム推進事業 補助金(災害復旧)		なし	△※3	○			×	○
不動産取得税の減免		なし	△※4					
生活 再建 支 援 金 ※5	基礎支援金	なし	○	△※6				
	加算支援金	なし	○			△※6		

※1 家財が3分の1以上の損害を受けた場合は対象となる。

※2 住家が水害により流入した土砂や流木等により、住宅として利用できない場合は供与できることがある。

※3 修理することで居住が可能な場合、対象となることがある。

※4 取得後1年以内の住家が滅失・損壊した場合や、滅失・損壊した住家に代わる住家を取得した場合に対象となることがある。

※5 令和5年7月14日から的大雨災害における生活再建支援金の支給は秋田市、五城目町の世帯のみ対象。

※6 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、住家の倒壊防止や居住するために必要な補修費等が著しく高額となるなど、やむを得ない理由によりその住宅を解体した場合は対象となる。